

# (介護予防) 老人短期入所施設原谷こぶしの里 運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人 七野会が運営する老人短期入所施設原谷こぶしの里（以下「事業所」という。）が行う(介護予防)短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要支援・要介護状態等にある高齢者に対し、適正で効果的な事業を提供することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

2 事業所の職員は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援、世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持・向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 老人短期入所施設原谷こぶしの里
- (2) 所在地 京都市北区大北山長谷町5-36

## (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（施設長） 1名  
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう統括する。  
また、他の業務と兼務しても差し支えない。
- (2) 医師 1名以上  
利用者の健康管理を行うとともに必要に応じ利用者の診療を行う。
- (3) 生活相談員 3名以上  
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう他機関との連携において必要な役割を果たす。
- (4) 看護職員 1名以上  
健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに利用者がサービスを利用するために必要な処置を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上  
利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、

又はその減退を防止するための訓練を行う。

- (6) 介護職員 常勤換算方法で38名以上（うち1名は常勤の者とする）  
施設サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対して適切な介護を行う。
- (7) 管理栄養士 1名以上  
栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好並びに適時適温を考慮した食事の提供が行えるよう必要な役割を果たす。
- (8) 調理員 2名以上  
食事の提供に必要な調理を行う。

(利用定員)

第5条 事業所はその利用定員を 併設短期入所 20名 とする。

(短期入所生活介護の内容及び利用料)

第6条 短期入所生活介護内容は次のとおりとし、指定(介護予防)短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定(介護予防)短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

(1) 短期入所生活介護計画の作成

相当期間以上にわたり継続して入所することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、(介護予防)短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防)短期入所生活介護計画を作成する。また、当該個別サービス計画を利用者に交付するものとする。

(2) 自立の支援、介護

利用者の心身の状況に応じ、入浴、食事、排泄等の介護を利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

(3) 機能訓練

利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(4) 健康管理

事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに緊急時の夜間対応を含め、健康保持のための適切な措置をとる。

(5) 相談及び援助

利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。

(6) その他のサービス

事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 利用者の家族との連携を図るよう努める。

3 事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号にかかげる費用の額の支払いを 利

用者から受けるものとする。費用の金額については別表にて定める。

- (1) 食費
- (2) 滞在費（居住費）
- (3) 実施区域以外の送迎費  
通常の実施範囲を越える送迎に要する費用。
- (4) ご自宅以外の送迎費
- (5) その他日常生活においても通常必要となるものに係わる費用のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの。

4 前項の費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者または家族にそのサービスと費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(通常の実送迎の実施範囲及び利用料など)

第7条 京都市北区、上京区の全域

中京区の丸太町通以北の地域

右京区の丸太町通以北・府道29号以南・国道162号線以東の地域

- 2 通常の実施範囲を越える送迎については、そのつど利用者及びその家族と協議のうえ決定する。
- 3 前項の通常の実施範囲を越えて行う送迎に要する利用料は別に定め、その額を徴収するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 利用にあたっては、利用者及び家族は以下の事項に留意するものとする。

- (1) 利用者が著しい精神症状及び行動異常により他の利用者との共同生活に支障がある場合、利用者及び家族は事業者と協議の上、適切な病院等の紹介を受ける等、適切な措置を受ける。
- (2) 事業者は利用者が所持する物品で危険と認められるもの、及び金銭その他貴重品を利用期間中本人に代わって保管することができる。
- (3) 利用者が、故意または重大な過失により事業所の物品、設備等に損害を与えた場合には、利用者及び家族は事業者と誠意ある協議の上、相応の負担をすることにより解決すること。

(緊急時の対応方法)

第9条 事業者は、現に(介護予防)指定短期入所生活介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに利用者家族に連絡するとともに、主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

- 2 利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、速やかに家族に報告し、「緊急時及び事故対応マニュアル」に沿って誠実に対応するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行う。また必要な場合には損害賠償を速やかに行うものとする。
- 3 サービス提供中に事故等が発生した場合には、速やかに京都市その他市町村に報告する。

(非常災害対策)

第10条 事業者は非常災害に関する具体的計画を立てるとともに、非常災害に備えるため年2回以上、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第11条 施設内における感染症及び食中毒の予防、またはまん延の防止のために必要な措置を講ずる。

2 利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。また、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

3 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すると共に、職員に対し必要な研修を実施する。

(虐待の防止)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2)虐待の防止のための指針を整備する。

(3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(その他、運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。職員は「社会福祉法人 七野会 研修制度要綱」に基づく制度研修および、年1回以上の研修を行うものとする。

2 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

職員は就業規則に基づき業務上知り得た秘密を保持する。この守秘義務は、退職後も同様とする。

3 職員は、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、身体拘束等を行うことを決定した者の氏名、やむをえなかった理由や身体拘束の内容、期間等について記録する等の適切な手続きにより、身体拘束等を実施する場合がある。この場合は、利用者の家族に報告を行うと共に、求めに応じて当該身体拘束等に係る説明及び記録の開示を行う。

4 事業所はサービス提供の記録を完結日から5年間保管し、利用者、家族の求めに応じて関

覧可能な状態にしておくものとする。

- 5 利用者、家族、関係機関等より苦情の申し出があった場合には「苦情への対応に関する実施要綱」に基づいて誠実に対応するものとする。長期にわたり解決しない苦情については京都市に報告するものとする。また、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合、市町村又は国民健康保険団体連合会より求めがあったときには、改善の内容を報告するものとする。
- 6 事業所は利用者の意思を尊重し、統一した援助目標でサービス提供を行えるよう利用者・家族の承諾の下、サービス提供上必要な連携を行う。
- 7 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人七野会が定めるものとする。

(付則)

この規定は、平成 12年 4月 1日から施行する。

平成 13年 1月 1日	平成 13年 7月 1日
平成 13年10月15日	平成 14年 4月 1日
平成 15年 4月 1日	平成 16年 4月 1日
平成 16年11月 1日	平成 17年 4月 1日
平成 17年10月 1日	平成 18年 4月 1日
平成 19年 4月 1日	平成 20年 4月 1日
平成 21年 4月 1日	平成 22年 4月 1日
平成 23年 4月 1日	平成 24年 4月 1日
平成 25年 4月 1日	平成 26年 1月21日
平成 27年 4月 1日	平成 28年 4月 1日
平成 29年 4月 1日	平成 30年 4月 1日
令和 元年10月 1日	令和 元年12月 2日
令和 2年 9月 1日	令和 3年 4月 1日
令和 4年 4月 1日	令和 5年 4月 1日
令和 6年 4月 1日	令和 6年 8月 1日
令和 7年 4月 1日	

# 老人短期入所施設原谷こぶしの里

## 運営規程 利用料金

令和 6年 8月 1日付

項 目	利 用 料
送迎料（但し通常の送迎の実施範囲を超えるものに限る）	通常の送迎範囲を超えた地点から 片道 100m毎に200円（税込料金）
食費	朝食 280円 昼食 665円 夕食 500円（税込料金）
滞在費（居住費）	多床室 1日 915円（税込料金）
	従来型個室 1日 1,231円（税込料金）
コーヒー、紅茶、清涼飲料水等 希望に応じた飲み物とおやつ	1日 100円（税込料金）
ウェットティッシュ	1個 370円（税込料金）
ティッシュ	1個 100円（税込料金）
テレビ使用料	1日 200円（税込料金）
イヤホン代	1個 250円（税込料金）
歯ブラシ	1本 100円（税込料金）
行事等の特別な飲食代	実 費
酒、タバコ等の嗜好品	実 費
理美容代	実 費
複写物の費用	1枚 10円（税込料金）
ご自宅以外の場所への送迎料	施設から、ご自宅以外の場所への送迎、片道 2km未満 500円（税込料金） 2km以上5km未満 1000円（税込料金） 5km以上10km未満 1500円（税込料金） 10km以上 2000円（税込料金）